

県自然環境保全地域・緑地環境保全地域として指定される地域について

< 県自然環境保全地域 >

国立公園，国定公園，県立自然公園，自然環境保全法に基づき国が指定した環境保全地域（県内なし）以外の地域で次のいずれかに該当し，その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域を，知事は県自然環境保全地域として指定することができます。

- (1) 高山性，亜高山性植生を有する森林
- (2) 極盛相に近いすぐれた天然林
- (3) 特異な地形，地質
- (4) 極めて豊かな生態系を保持している湿原，湖沼，海浜
- (5) 特定の植物群落地，野生動物の生息地等



< 緑地環境保全地域 >

国立公園，国定公園，県立自然公園，国や県指定の自然環境保全地域，都市公園，風致地区，緑地保全地区以外の区域で次のいずれかに該当し，自然的社会的諸条件からみて，その区域の自然環境を保全することが，その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域を，知事は緑地環境保全地域として指定することができます。

- (1) 都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる樹林地，池沼
- (2) 都市の無秩序な拡大を防止し，市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地，丘陵等
- (3) 地域を象徴する歴史的，文化的，社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域

